

# オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会入賞者等表彰要項

平成 4 年 8 月 1 0 日  
文 部 大 臣 裁 定  
平成 1 3 年 1 月 6 日一部改正  
平成 2 4 年 3 月 2 日一部改正  
平成 2 6 年 4 月 1 日一部改正

## 1 (趣旨)

この表彰は、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において入賞した者等（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成 6 年文部省令第 2 号）第 2 条の規定に基づき顕彰される者及びその指導に特に貢献のあったと認められる者であってスポーツ功労者顕彰規程（昭和 4 3 年 1 1 月 1 4 日文部大臣裁定）第 2 条第 3 号の規定に基づき顕彰される者を除く。）に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

## 2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において入賞した選手（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成 6 年文部省令第 2 号）第 2 条の規定に基づき顕彰される者及びその指導に特に貢献のあったと認められる者であってスポーツ功労者顕彰規程（昭和 4 3 年 1 1 月 1 4 日文部大臣裁定）第 2 条第 3 号の規定に基づき顕彰される者を除く。）
- (2) 前号に掲げる者の指導に特に貢献のあったと認められる指導者
- (3) その他オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会に関し特に貢献のあったと認められる者

## 3 (日本オリンピック委員会等の意見聴取)

2 (2) 及び (3) に掲げる者の表彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年 8 月 7 日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和 4 0 年 5 月 2 4 日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）の意見を聞くものとする。

## 4 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

## 附 則

この要項は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。